

令和6年度家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業 Q&A

問1 支援金はいつ交付されるのか

令和7年5月中旬以降の見込みです。

問2-1 交付申請はいつまでに行えば良いか

令和7年4月15日(火)(必着)までに、交付申請書兼請求書を御自身が加入する配合飼料価格安定基金団体宛に郵送で提出してください。

FAXで提出した場合でも必ず原本は郵送してください。4月15日の時点で、いずれも確認できない場合、支援金をお支払いできません。

問2-2 事業参加しない場合にはどうすれば良いか

交付申請書の余白に氏名(法人名)及び「事業参加しません」と記載し、御自身が加入する配合飼料価格安定基金団体宛に令和7年4月15日(火)(必着)までに郵送で提出してください。なお、4月15日までに届かない場合は事前にFAXで提出してください。

問3-1 対象者の要件は何か(配合飼料価格安定基金の加入について)

令和7年度中1年間配合飼料価格安定基金に継続して加入している方が対象となります。

問3-2 対象者の要件は何か(令和7年度以降も経営継続する～解釈について)

令和7年度以降とは、少なくとも令和8年3月まで家畜を飼養する方です。

令和7年度途中で廃業する場合、支援金の返還が生じますので、御注意願います。

なお、配合飼料価格安定基金上、廃業届を提出し受理された場合について、廃業と判断します。

問3-3 対象者の要件は何か(廃業理由で返還対象とならない場合はあるか)

基本的にはいかなる理由でも廃業した場合には返還対象となります。ただし、交付申請者本人の死亡及び大規模災害(罹災証明書が必要)といったケースは、返還対象とならない場合があります。

問3-4 対象者の要件は何か。(飼養衛生管理改善計画への取組について)

令和5年度の支援金申請時に提出した飼養衛生管理改善計画に引き続き取り組むことが要件です。

令和5年度の支援金を申請していない方は、今回交付申請書と共に配布した「飼養衛生管理改善計画書」に現在まで取り組んだ事項及び今後取り組む事項(今まで実施してきた取組事項と重複していても構いません)。に✓の上、記入例を参考に具体的な取組内容を記載してください。記載した取組内容に取り組むことが要件となります。

問4 配合飼料価格安定基金加入者でも、自家配合をしている場合、飼料原料等購入支援金の方で申請することができるか。

購入されている配合飼料より飼料原料の方が多い場合には、飼料原料等購入支援金の方で申請することが可能です。この場合は、飼料原料のみが支援対象となりますので、配合飼料分での申請はしない旨を御自身が加入する配合飼料価格安定基金団体に連絡してください。

なお、飼料原料で申請を希望する場合は県庁畜産振興課にお問い合わせください(054-221-2706)。

問5 支援金の振込口座はどうなるのか

配合飼料価格差補てん金の振込口座に振り込みます。

問6-1 交付申請書兼請求書の所在地、氏名等はゴム印でもよいか

ゴム印でも構いません。

法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名を記載、個人の場合は、所在地、氏名を記載願います。

問6-2 交付申請書兼請求書に押印は必要か

押印は必要ありません。

法人の場合は、押印省略する代わりに、記入例のとおり様式下部に「責任者」「担当者」「連絡先」を記載願います。代表者氏名と「責任者」「担当者」は同名でも構いません。

問7 交付申請書兼請求書類の控えはどうすれば良いか

今回提出した書類は、コピーを取り申請者控えとして保管して下さい。